

宮医発第 867 号
令和 4 年 8 月 8 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

BA. 5 対策強化宣言等について及び会長会議のお知らせについて

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、7月28日（木）の第1回郡市医師会会長会議および7月30日（土）の第44回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議などで明らかになりつつあった BA. 5 対策強化宣言が、8月5日（金）に村井知事から公表されました。すでに報道などでご存じと思いますが、その発表のスライドをお送り致しますので、ご活用頂ければ幸いです。

みなし陽性の件、診断書の件なども載っておりますが、無償で配布された抗原定性キットの診療報酬上の取り扱いに関しては、厚生労働省事務連絡（添付資料）に載っておりますので、ご覧ください。なお、抗原定性キットは、国から来た5万セットを県からもらい受け、当会事務方が4日と5日にかけて、郡市医師会へお配り致しました（1診療検査医療機関当たり、おおよそ75セット）。宜しくご活用の程、お願い致します。

宣言で示された自己診断、自己登録制度が実際にどれくらい機能し、医療機関の負担減少に寄与するのか、また医療機関への更なるキットの配分はいつごろになり、何セット位来るのか、などは県当局と密に連絡を取っている所であります。

それらを含めまして、宣言から約2週間後の8月18日（木）の午後6時半から、TV会議で第2回の郡市医師会会長会議を開催したいと思っております。お盆も挟むことから、やや日時が遅くなることをご了承願いたいと思います。

対策本部会議では、医療のひっ迫、世間の意識とのずれなどを強く述べ、第7波が今までで一番つらいと申しました。最近の調査でも、第7波が一番つらいと答えている医師の割合は高くなっています。先生方には、毎日大変な日々だと思います。いろいろな情報を県医師会にお寄せ頂きたく、宜しくお願い申し上げ、対策宣言の内容のお知らせと会長会議のお知らせにさせていただきます。ご自愛のほど、宜しくお願い致します。

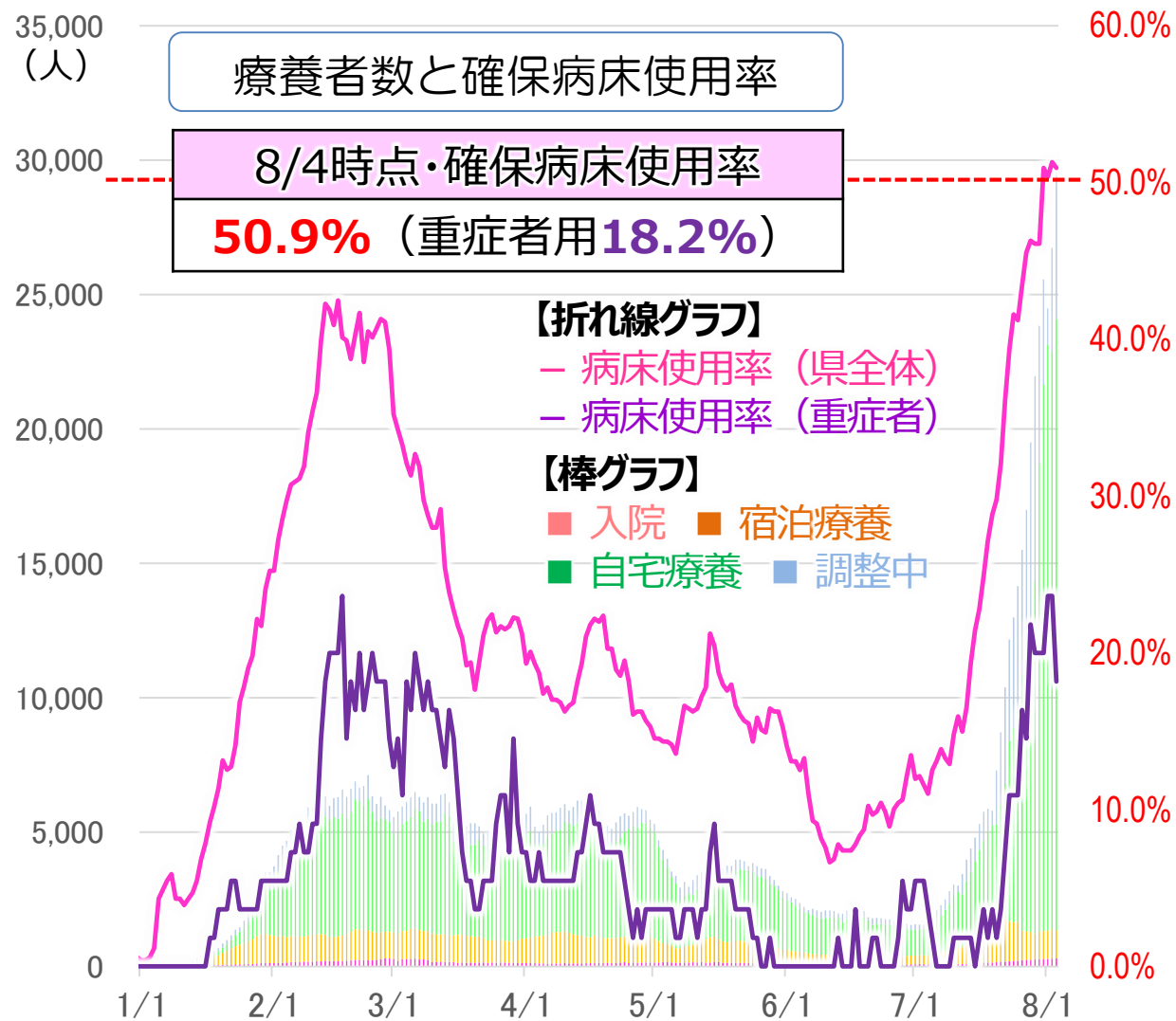
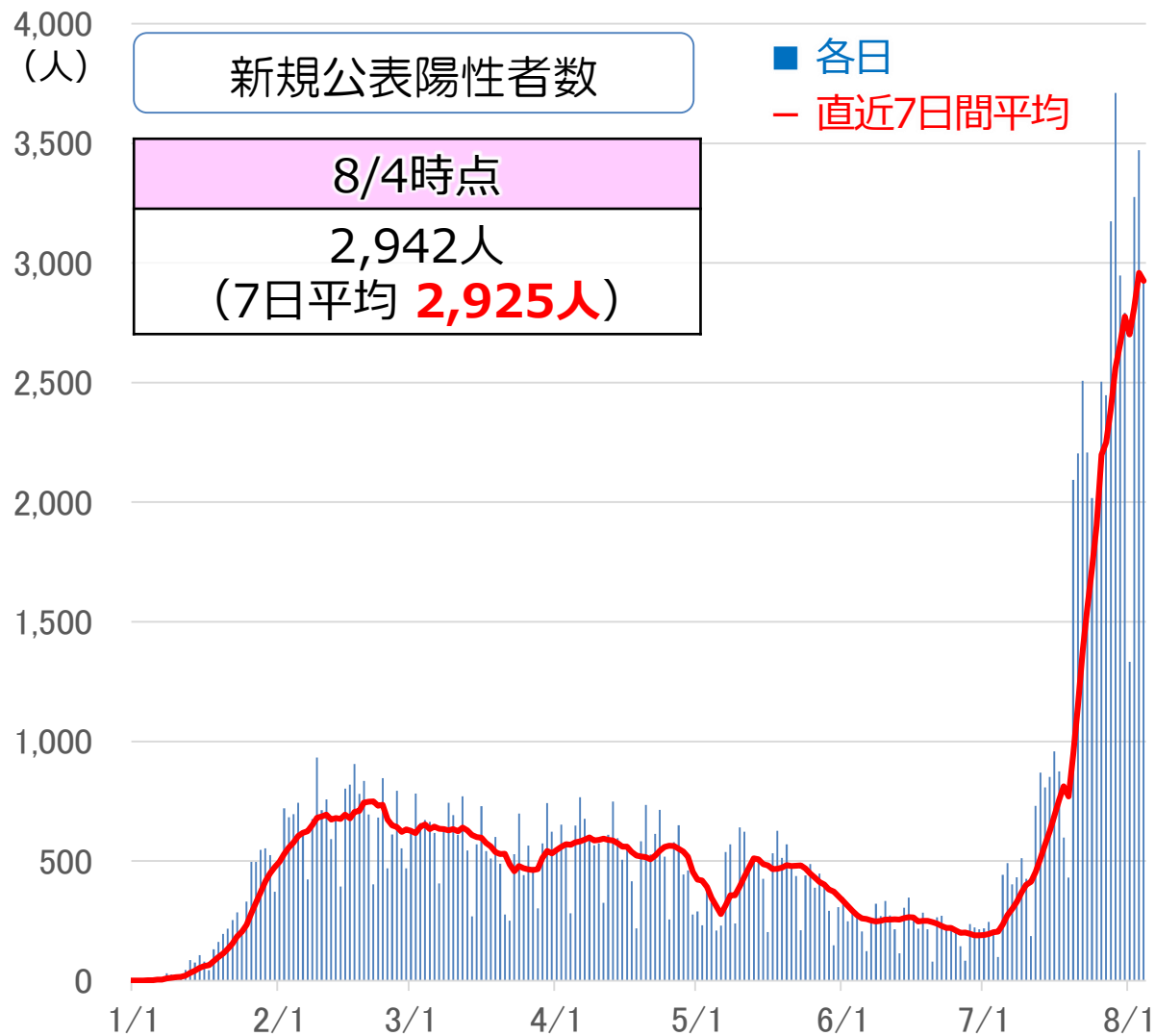
<共同記者会見>

「みやぎBA.5対策強化宣言」について

令和4年8月5日

本県における感染状況・医療への負荷状況

▽ **BA.5系統**を中心とする感染者の急拡大に伴い、**医療への負荷が増大**（重症者用病床も急激にひっ迫）



本県における「第7波」への対応等について

BA.5対策強化宣言（8/5～8/31）





▽ 医療のひっ迫を踏まえ、できる限り社会経済活動を維持していく趣旨から「**BA.5対策強化宣言**」を行う
→ 宣言に伴う県民への要請等は、**県の重点取組等**を踏まえて実施（8月5日～8月31日）

県の重点取組等

①オミクロン株対策として取組中の「**4本柱**」

②**夏休み・お盆の過ごし方**に係るお願い

オミクロン株対策の「4本柱」

-  ① **ワクチン接種**の加速化
-  ② **教育・保育現場**での感染防止対策の徹底
-  ③ **高齢者・障害者施設**での感染抑止・事業継続
-  ④ **テレワーク・時差出勤**等の更なる推進







夏休み・お盆の過ごし方

- ① **熱中症に十分注意**した上での感染防止対策徹底
- ② **体調悪化**（発熱等）時の外出自粛（同居家族等を含む）
- ③ **県外移動**や**地域行事**に伴う注意喚起（体調不良者の外出自粛・移動先の要請遵守等）






みやぎBA.5対策強化宣言

県民向け

-  **基本的感染対策**の再徹底
-  **会食・食事**の際の注意喚起
-  **ワクチン3・4回目接種**の推奨
-  **抗原定性検査キット**等による**自己検査**（症状が軽く重症化リスクのない方）
-  **感染リスクが高い行動等**を控える（特に重症化リスクのある方）
-  **救急外来・救急車**の適切な利用

事業者向け

-  **在宅勤務（テレワーク）**等の推進
-  **施設・イベント**等での感染対策徹底
-  **業務継続計画**に基づく**事業継続**（特に社会経済活動の維持に必要な事業者）

県民の皆様をお願いしたいこと①

【基本的な感染対策の再徹底】

- ✓ 効果的な**換気**、**不織布マスク**の着用、手洗い等の**手指衛生**を再度徹底！
(※マスクは**熱中症に十分注意**して、場面に応じた正しい着用を！)



【会食・食事】

- ✓ 「**うつさない**」・「**うつらない**」**行動**を徹底！
(長時間・大声を避ける、会話の際のマスク着用を徹底！)
- ✓ **適切な感染対策**をしている**飲食店**を利用！**お店の求める感染対策**に積極的に協力！



【帰省・旅行など県外への移動】

- ✓ 基本的な感染対策に加え、**移動先の都道府県**の**要請**にも積極的に協力！
(事前の**検査**、感染リスクの高い行動を**控える** など)

【ワクチン接種】

- ✓ 早期に**3回目までの接種** (特に**若い世代**) をお願いします
(高齢者・基礎疾患を有するなど、**重症化リスクが高い方**は**4回目接種**もお願いします)



県民の皆様をお願いしたいこと②

【県が行う無料検査の活用】

- ✓ 帰省や旅行、大規模なイベントへの参加時・・・ワクチン検査パッケージ
(県内158か所で実施中 R4.8.31まで延長)
- ✓ 感染不安を感じる無症状の方に・・・一般検査事業
(県内164か所で実施中 R4.8.31まで延長)



出発前・帰着時の検査をお願いします

〔 仙台駅前、仙台国際空港内でも
無料検査が受けられます 〕

【医療機関等の負担軽減】

- ✓ **救急搬送困難事例が急増**しています。救急車を呼ぶかどうか対処に迷う場合は、かかりつけ医に御相談いただくか、夜間・休日の場合には「#7119（おとな救急電話相談）」、「#8000（こども夜間安心コール）」に御相談をお願いします。
- ✓ 重症化リスクのない方は、発熱外来の受診ではなく、**検査キット配送・陽性者登録センター**の利用をお願いします。
- ✓ 濃厚接触者の待機期間解除の「念のため」の検査は行わないでください。
- ✓ **療養証明書は My HER-SYS(マイハーシス)で取得可能**です。療養開始時や療養終了（職場復帰）時に診断書や証明書を求めないでください。
- ✓ コールセンターや保健所への問い合わせの前に、まず県（仙台市）のホームページを確認してください。

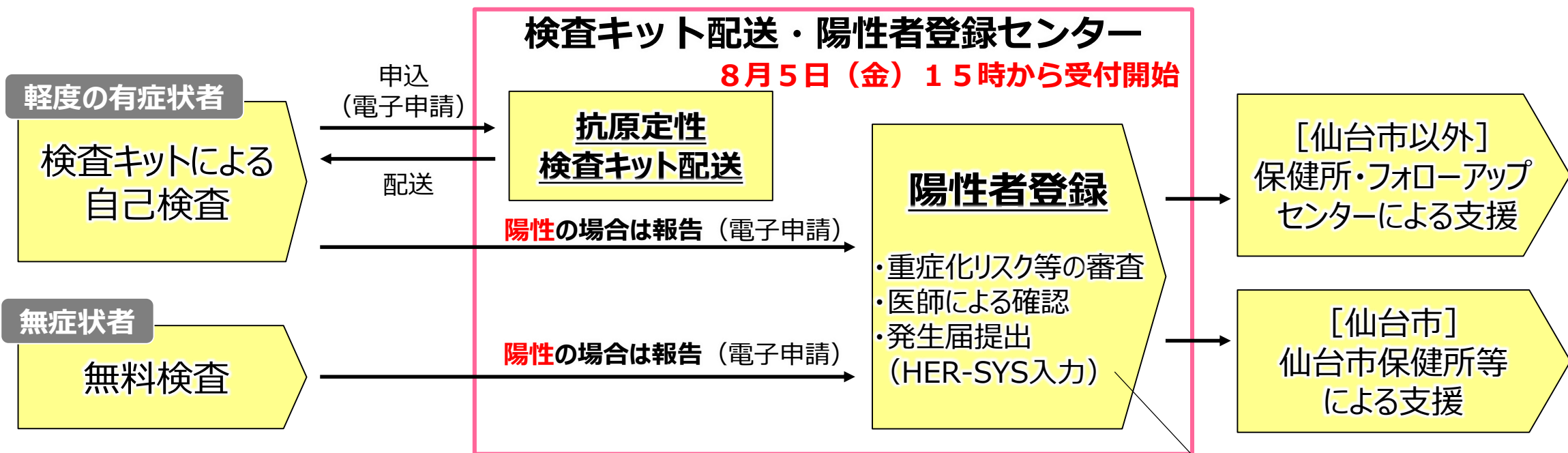


医療機関では、感染者増大による患者急増や、医療スタッフが濃厚接触者となることによるマンパワー不足などにより、一般診療に多大な影響が出ています。また、元々医療スタッフが少ない診療所では、1人でも感染すれば他のスタッフへの影響が大きくなります。県民の皆様には、重症者や高齢者を守るため、医療機関等の負担軽減について御協力をよろしくお願いします。

新 検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県・仙台市共同運用）

感染者が急増する中、発熱外来における検査の負担増

発熱外来の負担軽減に向けた取組



原則宿泊療養（入院・自宅療養）

対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 県内に住所のある方
- ② 2歳以上65歳未満の方
- ③ 重症化リスクがない方

検査キットの配付方法

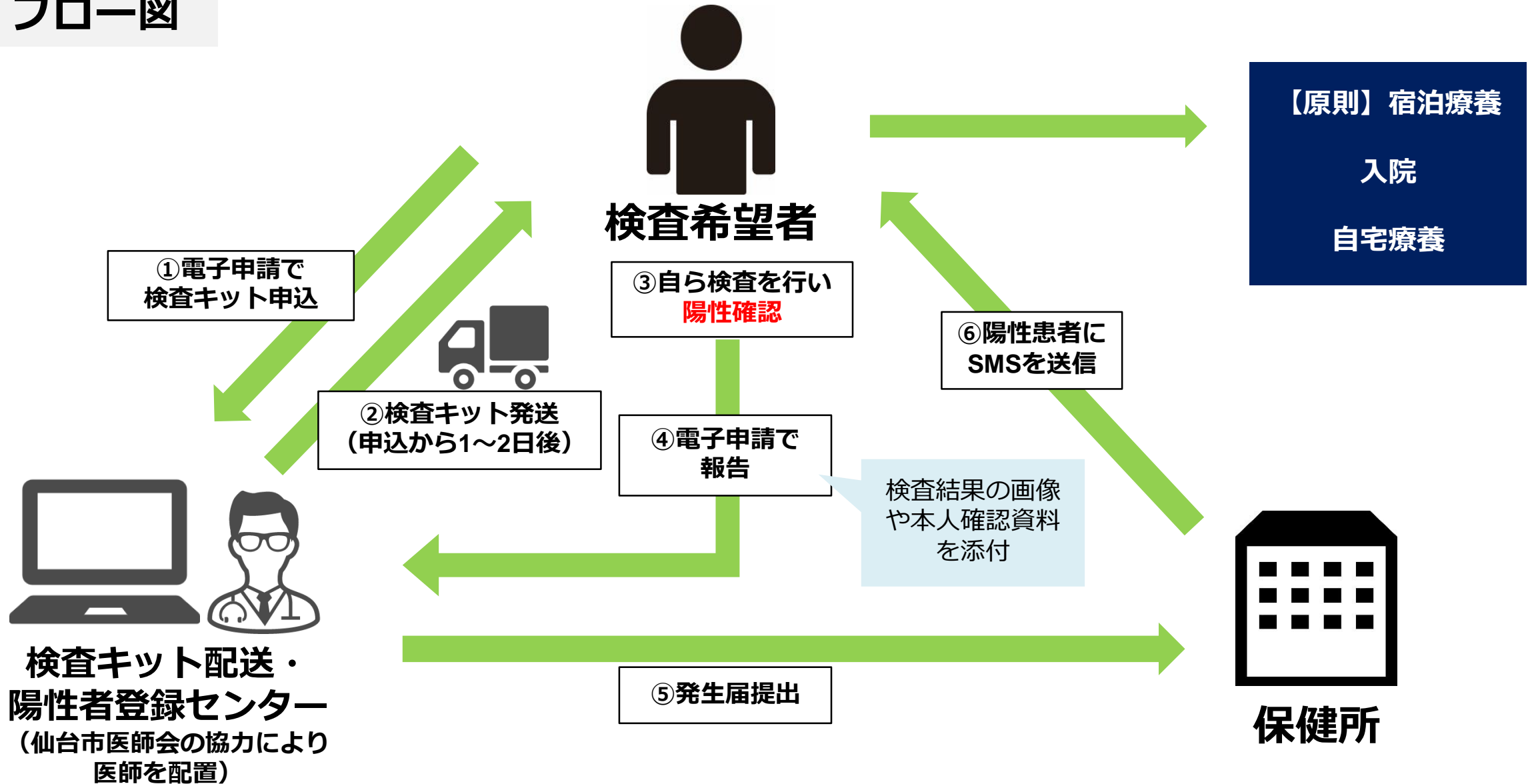
みやぎ電子申請サービスによりWebで申込を受付

- ・ **1回の申込で1個まで**（複数回の申請可）
- ・ **1日上限1,000個**（当面の間）※合計約20万キット（予定）
- ・ 申込から1～2日で配布

仙台市医師会の協力

新 検査キット配送・陽性者登録センター（宮城県・仙台市共同運用）

フロー図



事 務 連 絡
令 和 4 年 8 月 5 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

発熱外来等での抗原定性検査キットの配布及び都道府県への抗原定性検査キットの配布に
関する質疑応答集について（vol.6）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日付け事務連絡）及び「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け事務連絡）について、質疑応答集（vol.6）を別添のとおりお示しいたします。

※問1、問6-1、問6-2、問13の一部を修正・追記しております。

発熱外来等での抗原定性検査キットの配布
及び
都道府県への抗原定性検査キットの配布に関する質疑応答集

問1：国から都道府県に配布された抗原定性検査キットを用いた検査は、行政検査に該当するのか。

(答)：

- 今回、国から都道府県に配布する抗原定性検査キットを用いた検査は行政検査には該当しません。(問6及び問6-2でお示ししている場合は除く。)

問2：国から配布された抗原定性検査キットの配布対象者はどのような者か。

(答)

- 今回の配布は、現下の感染状況(令和4年7月～)による外来医療のひっ迫に対応するため、診療・検査医療機関(いわゆる発熱外来)等において、受診に代えて配布できるよう、体制整備を要請(「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」(令和4年7月21日付け事務連絡))しているところ、こうした体制整備にあたってキットの確保が困難といった声を伺い、特例的に実施するものです。
- こうした趣旨を踏まえ、国から配布した抗原定性検査キットの配布対象者は、有症状者又は濃厚接触者に限定することとしています。

問3：国から配布された抗原定性検査キットの配布は具体的にはどこか。

(答)

- 都道府県からの配布先については、検査・診療医療機関(発熱外来)に限らず、地域外来検査センター、薬局、公共施設、都道府県等が設置するキット配布センターなど、幅広く検討していただければと考えております。
- ただし、今般の国からのキット配布は、外来医療のひっ迫への対応として特例的に実施しているものであるため、例えば、無症状の方への無料検査事業に使用する分として配布すること等は想定しておりません。

問4：国から配布されたキットの都道府県での保管費用や配送費用について、国の財政支援措置如何。

(答)

国から配布されたキットの都道府県での保管費用や配送費用は感染症予防事業費負担金の対象とはなりません。内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用は可能です。

問5：発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送による抗原定性検査キットの配布について、国から都道府県に無償譲渡される抗原検査キットが届くのを待たず、都道府県の在庫等を活用して配布しても差し支えないか。

(答)

- 今回緊急に配布する趣旨に照らせば、国から配分する検査キットを発熱外来や薬局等、郵送を行う配布センターに配布するに当たり、都道府県が独自に確保した検査キットを活用して、国からの配布を待つことなく配布することを検討ください。

- また、可能な限り早く発熱外来や薬局等、郵送を行う配布センターに検査キットを到達させるため、都道府県が有している検査キットを、一部であってもまずは配布し、後ほど国から配分された検査キットと置き換える運用なども柔軟に検討ください。

問6：国から配布された抗原定性検査キットを、医療機関が患者への診療において使用してよいか。

(答)

- 現下の状況に鑑み、都道府県が管内の医療機関の診療用のキット不足に対応する際、都道府県にキットの在庫がない場合にあっては、国から配布された抗原定性検査キットを医療機関に診療用として緊急的に供与することは差し支えありません。その場合に実施した検査について、行政検査として差し支えありません。

問6-2：国から配布された抗原定性検査キットを、医療機関や高齢者施設等における集中的検査において使用してよいか。

- 現下の状況に鑑み、都道府県が管内の高齢者施設等における集中的検査を実施する際、都道府県にキットの在庫がない場合にあっては、国から配布された抗原定性検査キットを医療機関や高齢者施設等における集中的検査用として緊急的に供与することは差し支えありません。その場合に実施した検査について、行政検査として差し支えありません。(ただし、国から配布されたキットの活用先については、発熱外来のひっ迫を回避するという本来の趣旨に鑑み、各都道府県において適切に配布先の優先順位をご検討ください。)

問7：SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について」（令和4年7月21日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「7月21日事務連絡」という。）において、診療・検査医療機関において外来受診前に抗原定性検査キットを配布する体制について示されているが、当該検査キット等を用いて患者自身が検査を実施し、検査結果を持参した場合であって、当該検査結果に基づき保険医療機関において医師が診療を行い、基本診療料等を算定する場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できるか。

（答）

いずれも算定できません。

<参考> 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）」（令和4年7月28日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000970556.pdf>

問8：SARS-CoV-2 抗原検出（定性）について、7月21日事務連絡において、都道府県等から無償譲渡された抗原定性検査キット（「都道府県への抗原定性検査キットの配布について」（令和4年7月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、国から都道府県に配布された抗原定性検査キットを含む。）を用いて、診療・検査医療機関において医師が必要と判断し、検査を実施した場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定できるか。

（答）

「疑義解釈資料の送付について（その91）」（令和4年2月3日厚生労働省保険局医療課事務連絡）のとおり、算定して差し支えありません。

<参考1> 「疑義解釈資料の送付について（その91）」（令和4年2月3日厚生労働省保険局医療課事務連絡）（抄）

問1 SARS-CoV-2 核酸検出やSARS-CoV-2 抗原検出について、都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は検査料を算定できるか。

（答）都道府県等から無償譲渡された検査キット等を用いた場合であっても、医師が必要と判断し、実施した場合は算定して差し支えない。

<参考2> 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その73）」（令和4年7月28日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000970556.pdf>

問9：国が都道府県に配布するキットは、1箱に複数回分が封入されているが、1回分ずつに分割して配布しても良いのか。

(答)

○ その都度、分割して配布することは、差し支えありません。

※自治体が所有する抗原定性検査キットを住民等に配布する際の薬機法上の取扱については、感染拡大防止のためなど保健衛生上必要として、自治体により衛生上の措置が損なわれることのないよう配慮しつつ実施されるものであれば、自治体が販売業の許可をとる必要はありません（自治体に協力した医療機関を経由して配布する場合も含む。）。なお、本整理は今般の感染拡大の状況に鑑みた個別の整理です。

問10：薬局における抗原定性検査キットの一般向け販売と、今回の薬局における抗原定性検査キットの配布の違いは何か。

(答)

○ 薬局での販売は家庭等におけるセルフチェックとしての使用を想定しており、基本的には感染の不安がある無症状者を対象としております。

○ 一方、今回の、発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送による抗原定性検査キットの配布は、有症状者又は濃厚接触者を対象としております。

問11：薬局において抗原定性検査キットの配布を行うに当たり、一般向け販売との明確な区分を行う必要があるか。

(答)

○ 発熱外来のひっ迫への対応として行う今回の趣旨に鑑みると、無症状者の安心のために行われる一般向け販売との区分を行う必要があると考えており、薬局において抗原定性検査キットの配布を行う場合については、都道府県等が実施する発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送による抗原定性検査キットの配布事業として供与されたキット（国から配布されたキットを含む。）が一般向け販売用に供与されないようにするなど、ご留意いただきたいと考えております。

問12：薬局における配布場所の確保、感染対策はどのように行えばよいか。それに対する補助はあるのか。

(答)

○ 薬局には新型コロナウイルスに感染していない客（患者）も来局するため、薬局が本事業（発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送による抗原定性検査キットの配布）に基づき都道府県等から配布の事務を受託する場合には、来局者への動線の区別等十分な感染対策を実施していただきたいと考えております。場所の確保、感染対策への補助については、都道府県等からの業務委託の条件に基づき行われると承知しております。

問13：発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送により抗原定性検査キットを配布する際の説明は、どのように行うのか。

(答)

- 配布時に、検査キットの使用法と陽性時の対応について、ちらし等を用い、適切に説明していただくようお願いします。使用法については、対象者がスマートフォンなどを使える場合、シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社又はロシュ・ダイアグノスティクス社の以下のURLを示すことで代えることが可能です。

URL：

クリニテストCOVID-19抗原迅速テスト（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社）

<https://www.clinitest.siemens-healthineers.com/jp/covid-19-antigen-self-test>

SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト（ロシュ・ダイアグノスティクス社）

<https://www.roche-diagnostics.jp/content/dam/rochexx/roche-diagnostics-jp/documents/information/09597816001.pdf>

問14：発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送により抗原定性検査キットを配布するにあたって、留意すべき点は何か。

(答)

- 発熱外来や薬局等での配布や配布センターからの郵送による抗原定性検査キットの配布にあたっては、できるだけ多くの対象者に配布できるよう配慮（例えば、適切な個数制限を行うなど）してください。
- また、自治体のホームページ等で配布場所を公表するなど広く周知していただくとともに、配布場所においても、住民の方に認識しやすいよう掲示等してください。